

車両諸元の要目及び保安基準適合検討書

(その1)

(車両総重量750kg以下のトレーラ用)

適:○ 否:×

条項	項目	基準内容				計算値等:該当箇所を○でかこみ()に数値等を記載	適否(判定を記載)
		軽自動車	小型車	普通車			
2条	長さ (m)		~ 3.40		~ 4.70	~ 12.00	実測値を記載 長さ()m
	幅 (m)		~ 1.48		~ 1.70	~ 2.50	実測値を記載 幅()m
	高さ (m)		~ 2.00		~ 2.00	~ 3.80	実測値を記載 高さ()m
3条	最低地上高	有効な間隙を有すること(接地部以外)				実測値を記載() cm	
5条	最大安定傾斜角度	35度以上(連結状態) (車両総重量が車両重量の1.2倍以下の車両は30度以上)				・計算書により()° ・事例により省略可……※2	
6条	最小回転半径	12.00mメートル以下(連結状態)				・計算書により()m ・事例により省略可……※2	
9条	走行装置	堅ろうであること(計算書添付のこと)				・計算書により判定 ・事例により省略可……※3	
		タイヤ 損傷等がなく、溝深さ1.6mm以上であること				実測値を記載()mm	
		タイヤ 負荷率 JATMA規定値の100%以下であること				・計算書により()% ・事例により省略可……※2	
12条 及び 13条	制動 装置	主制動装置 堅ろうで運行に十分耐えること 全車輪制動すること(平成11年7月以降) 次の条件を満たすものは、非装着とできる ・車両総重量750kg以下 ・車両総重量 \leq けん引車車両重量/2				・装着(強度計算書等添付) ・非装着(条件満足)	
		駐車ブレーキ	堅ろうで運行に十分耐えること				・計算書により判定 ・事例により省略可……※3
機械的作用であり、装置として車両に固定されていること				※1			
5分の1こう配舗装路面で停止状態を保持できること				・計算書により判定……※2 ・操作力()kgで車輪ロック確認			
14条	緩衝装置	十分な容量を有し、安全な運行を確保できること (車両総重量2トン未満トレーラについては非装着とできる)				・計算書により判定 ・事例により省略可……※3 ・非装着	
18条	車わく及び車体	堅ろうで運行に十分耐えること(計算書添付のこと)				・計算書により判定 ・事例により省略可……※3	
		車体は車わくに確実に固定されていること				※1	
		鋭い突起物や回転部分などの突出等がないこと				※1	
		オーバーハングはホイールベースの1/2以下(小型車は11/20)				実測値を記載()cm	
車体後面には最大積載量を表示すること				※1			
18条 の2	巻込 防止 装置 等	巻込防止装置 普通車にはサイドバンパーを備えること ・地上高60cm以下・タイヤとの間隔40cm以下 (巻き込まれるおそれの少ない構造のものを除く……※4)				・装着車 地上高()cm タイヤとの間隔()cm ・※4により省略	
		突入防止装置 普通車にはリアバンパーを備えること ・地上高70cm以下・車幅の60%以上の長さ (追突車が突入するおそれの少ない構造のものを除く)				・装着車 地上高()cm 幅()cm車幅の()% ・省略(おそれの少ない構造)	
19条	連結装置	堅ろうで運行に十分耐えるものであること 確実に結合し、分離しないような安全装置を備えること				・計算書により判定 ・事例により省略可……※3	
27条	物品積載装置	堅ろうで安全確実に物品を積載できる構造であること (ロープフック等を備えること)				※1	

※1 概要、状態等を記載してください。

※2 各項目の省略できる事例は、「組立ライトトレーラの書類作成案内」の{Ⅲ}の4を参照ください。

※3 各項目の省略できる事例は、「組立ライトトレーラの書類作成案内」の{Ⅲ}の1を参照ください。

※4 フレーム下面と地面との間隔が小さく、又フェンダーによりタイヤ前面の1/3以上がカバーされているもの

※ 適否欄の判定は、申請者自ら判定し記入してください。

札幌陸運支局

条項	項目	基準内容	計算値等:該当箇所を○でかこみ()に数値等を記載	適否(判定を記載)	
34条	車幅灯	性能	点灯確認距離夜間前方300m(光源5W以上、照明部15cm ² 以上)、灯火の色:白色、淡黄色又は橙色	()W ()Cm ² 色:()	
		位置	上縁の高さ地上2.1m以下 最外縁は、最外側から0.15m以内	高さ()m 最外側()m	
		構造	他の灯火と兼用になっていないこと	単独構造or(※1)	
35条	前部反射器	性能	夜間前方150mの距離から前照灯を照射し、その位置から反射光が確認できること(反射部10cm ² 以上) 反射光の色:白色又は橙色	反射部()Cm ² 色:()	
		位置	地上高(中心)2.0m以下、最外縁は最外側から0.40m以内	地上高()m 最外側()m	
		構造	三角形以外の形であること	形()	
35条 の2	側方灯及び側方反射器	条件	長さ9m以上の普通車 前部、中央部及び後部 長さ6m以上9m未満の普通車 前部及び後部 長さ6m未満の普通車 後部	・普通車長さ()m ・小型車(非装着)	
		性能	側方灯:点灯確認距離夜間側方150m(照明部10cm ² 以上) 側方反射器:夜間側方150mの距離から前照灯を照射し、その位置から反射光が確認できること(反射部10cm ² 以上) 色:前部及び中央部は橙色、後部は赤色又は橙色	側方灯or側方反射器 ()Cm ² 色: 前部() 中央部()後部()	
		位置	高さ:側方灯上縁2.1m以下、反射器上縁1.5m以下 前部は前端から全長の1/3以内 後部は後端から1m以内	側方灯or側方反射器 高さ()m 前部:前端から()m 後部:後端から()m	
		構造	反射器は三角形以外の形であること	形()	
		36条	番号灯	夜間後方20mの距離から番号標の数字等が確認できること	20mより確認or(※1)
37条	尾灯	性能	点灯確認距離夜間後方300m(光源5W以上、照明部15cm ² 以上) 灯火の色:赤色	()W ()Cm ² 色:()	
		位置	上縁の高さ地上2.1m以下 最外縁は最外側から0.40m以内	高さ()m 最外側()m	
38条	後部反射器	性能	夜間後方150mの距離から前照灯を照射し、その位置から反射光が確認できること。(反射部10cm ² 以上) 反射光の色:赤色	面積10cm ² (以上・以下) 色:()	
		位置	上縁の高さ地上1.5m以下 最外縁は最外側から0.40m以内	高さ()m 最外側()m	
		構造	正立正三角形又は帯状部の幅が30mm以上の中空の正立正三角形で一辺の長さ150mm以上	一辺の長さ()mm	
39条	制動灯	性能	点灯確認距離夜間後方100m(光源15W以上、照明部20cm ² 以上) 灯火の色:赤色 尾灯と兼用のものは光度5倍以上	()W ()Cm ² 色:() 光度:尾灯の()倍	
		位置	上縁の高さ地上1.5m以下 最外縁は最外側から0.40m以内、後方10mの距離で地上2.5mまでのすべての位置から照明部を見通せること	高さ()m 最外側()m 視認性(良・否)	
40条	後退灯	性能	5,000カンデラ以下 灯火の色:白色 後方25m以上の地面を照射しないこと	()カンデラor視認良 色:()	
		個数	2個以下であること	()個	
41条	方向指示器	性能	点灯確認距離昼間後方100m(光源15W以上) 灯火の色:橙色 全長6m未満は照明部20cm ² 以上、6m以上は40cm ² 以上 点滅回数60~120回/分	()W ()Cm ² 色:() 点滅回数()回/分	
		位置	高さ:上縁2.1m以下、取付間隔車幅の50%以上(又は最外側から0.4m以内、間隔0.6m以上)	高さ()m 間隔()m	
41条の3	非常点滅表示灯	方向指示器に準ずる	・同上 ・その他(※1)		
42条	灯光の色等の制限	規定により禁止されている灯火又は反射器を備えてはならない	・写真添付 ・※1		

※ 寸法類については、実測値を記載してください。例:車幅灯の取付高さ…灯器上縁で測
 ※ 図面、写真との整合性に注意してください。
 ※ 適否欄の判定は、申請者自ら判定し記入してください。

(その3) その他の安全事項

適:○ 否:×

項目	基準内容	計算値等: 該当箇所を○でかみ()に数値等を記載	適否(判定を記載)
安全チェーン又は安全ワイヤ	けん引車とトレーラが分離した際も、連結状態を保持できること 安全チェーン及び安全ワイヤはトレーラの車両総重量の2倍の荷重に耐えること(計算書添付のこと)	・計算書により判定 ・未装着	
けん引車連結装置強度	ヒッチメンバ規格A級(トレーラ総重量400kg以下) ヒッチメンバ規格B級(トレーラ総重量550kg以下) ヒッチメンバ規格C級(トレーラ総重量750kg以下) ヒッチボールにかかる荷重は75kg以下	・()級 ・その他(※1)	
けん引車との段差	けん引車の幅と、それを越えるトレーラの幅の片側の寸法差が150mm以内であること(超える場合はあらかじめ連絡願います) (トレーラ幅-けん引車幅) / 2 ≤ 150mm	片側の寸法差()mm 0mm以下・0mmを超える※5 100mmを超える※6	
けん引車側面方向指示器面積	連結全長が6m以上となる場合は、けん引車の側面方向指示器の面積は20cm ² 以上	連結全長 6m以下・6m超え 面積()cm ²	
けん引車側方灯、側方反射器 (乗用車及び類似形状車のぞく)	長さ9m以上の普通車 前部、中央部及び後部 長さ6m以上9m未満の普通車 前部及び後部 長さ6m未満の普通車 前部	・普通車長さ()m ・小型車(非装着) (※1)	
けん引車後写鏡の視認性	トレーラが積車状態においても、けん引車後写鏡により後方の交通状況の確認ができること。	・視認良 ・(※1)	

札幌陸運支局

- ※1 概要、状態等を記載してください。
- ※5 段差部分、突起物等の安全対策が必要となる場合があります。
- ※6 外側表示灯が必要となる場合があります。
- ※ 適否欄の判定は、申請者自ら判定し記入してください。

* 記載例 *

車両諸元の要目及び保安基準適合検討書

(その1)

(車両総重量750kg以下のトレーラ用)

適:○ 否:×

条項	項目	基準内容	計算値等: 該当箇所を○でかみ()に数値等を記載	適否(判定を記載)
2条	長さ (m)	軽自動車 ~ 3.40 (小型車) ~ 4.70 普通車 ~ 12.00	実測値を記載 長さ(2.85)m	○
	幅 (m)	軽自動車 ~ 1.48 (小型車) ~ 1.70 普通車 ~ 2.50	実測値を記載 幅(1.58)m	○
	高さ (m)	軽自動車 ~ 2.00 (小型車) ~ 2.00 普通車 ~ 3.80	実測値を記載 高さ(0.64)m	○
3条	最低地上高	有効な間隙を有すること(接地部以外)	実測値を記載(15)cm	○
5条	最大安定傾斜角度	35度以上(連結状態) (車両総重量が車両重量の1.2倍以下の車両は30度以上)	・計算書により()° ○事例により省略可……※2	○
6条	最小回転半径	12.00mメートル以下(連結状態)	・計算書により()m ○事例により省略可……※2	○
9条	走行装置	堅ろうであること(計算書添付のこと)	・計算書により判定 ○事例により省略可……※3	○
		タイヤ 損傷等がなく、溝深さ1.6mm以上であること	実測値を記載(5.0)mm	
		タイヤ 負荷率 JATMA規定値の100%以下であること	・計算書により()% ○事例により省略可……※2	○
12条及び13条	制動装置	堅ろうで運行に十分耐えること	・装着(強度計算書等添付)	X
		次の条件を満たすものは、非装着とできる ・車両総重量750kg以下 ・車両総重量 ≤ けん引車車両重量 / 2	○非装着(条件満足)	
	駐車ブレーキ	堅ろうで運行に十分耐えること	・計算書により判定 ○事例により省略可……※3	○
		機械的作用であり、装置として車両に固定されていること	※1 別図による	○
		5分の1こう配舗装路面で停止状態を保持できること	・計算書により判定……※2 ○実作力(2.0)kgで車輪口を確保できる ・計算書により判定	○